

入院したときの食事代など

次のとおり、所定の要件に該当する場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」により、入院時の食事に係る負担額（標準負担額）が軽減されます。該当する場合には、役場窓口で交付申請をしてください。

対象者	世帯員全員が住民税非課税の方
申請時期	入院前までに(入院後も申請可能ですが軽減が受けられない場合があります。)
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ・代理人が申請する場合は被保険者の印鑑
有効期限	8月から翌年の7月までの1年間

入院した時の食事代			1ヶ月の食事負担額	
区分			平成29年3月31日まで	平成30年4月1日から
			現役並み所得者・一般	
	指定難病の方		1食260円	1食260円
住民税非課税世帯	区分II	90日までの入院	1食210円	1食210円
		過去1年で90日を超える入院 ※1	1食160円	1食160円
	区分I		1食100円	1食100円

※1 区分IIの方で入院が90日を超えた場合は手続きが必要です。現在お持ちの「標準負担額減額認定証」と領収書(入院期間中のもの)をお持ちになり窓口までお越しください。

療養病床に入院したときの生活療養費			
区分		生活療養標準負担額	
現役並み所得者・一般		平成 29 年 9 月 30 日まで	平成 29 年 10 月 1 日から
		(食費) 1 食 460 円※1 (居住費) 1 日 320 円	(食費) 1 食 460 円※1 (居住費) 1 日 370 円
住民税非課税世帯	区分 II	(食費) 1 食 210 円 (居住費) 1 日 320 円	(食費) 1 食 210 円 (居住費) 1 日 370 円
	区分 I	(食費) 1 食 130 円 (居住費) 1 日 320 円	(食費) 1 食 130 円 (居住費) 1 日 370 円
		老齢福祉年金を受給されている方	(食費) 1 食 100 円 (居住費) 1 日 0 円

※1 現役並み所得者・一般の場合における食費 460 円は、管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなど一定の要件を満たす保険医療機関の場合の額です。それ以外の場合は、420 円です。